租税条約等実施特例法第六条	同法	同法、特別措置法
復興財確法第十三条の二第一項	第三十三条第一項	我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この条において「特別措置法」という。）第五条の三十一第一項
復興財確法第十三条の二第二項	第三十三条第一項	特別措置法第五条の三十一第一項
復興財確法第十三条の二第三項	第三十三条第一項	特別措置法第五条の三十一第一項
	同法	所得税法
復興財確法第二十八条第二項	第三十三条第一項	我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五条の三十一第一項
国税通則法第二条第二号	及び	及び防衛特別所得税並びに
国税通則法第二条第八号	所得税法	所得税法、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）
国税通則法第十五条第二項第一号及び第二号	所得税	所得税及び防衛特別所得税
国税通則法第十五条第三項第一号	（以下「予定納税に係る所得税」	及び特別措置法第五条の十三（予定納税）の規定により納付すべき防衛特別所得税（以下「予定納税に係る所得税等」
国税通則法第二十一条第二項、第三十条第二項及び第三十三条第二項	所得税	所得税、防衛特別所得税
国税通則法第三十七条第一項	予定納税に係る所得税	予定納税に係る所得税等
国税通則法第四十三条第二項	所得税	所得税、防衛特別所得税
国税通則法第六十五条第三項第二号	加算した金額	加算した金額（特別措置法第五条の十一（外国税額の控除）の規定による控除をされるべき金額、第一項の修正申告若しくは更正に係る特別措置法第五条の十四第一項第三号

（課税標準及び税額の申告）に相当する金額又は同条第四項に規定する源泉徴収特別税額があるときは、これらの金額を加算した金額）	所得税、	所得税、防衛特別所得税、
国税通則法第七十条第五項第三号	所得税（当該所得税	所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税（これらの税
	国外転出等特例の適用がある場合の所得税	国外転出等特例の適用がある場合の所得税等
国税通則法第七十三条第三項	国外転出等特例の適用がある場合の所得税	国外転出等特例の適用がある場合の所得税等
国税通則法第八十六条第一項及び第一項	所得税	所得税、防衛特別所得税
内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第六条第一項	所得税（	所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税（
	国外財産に係る所得税	国外財産に係る所得税等
内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第六条第二項第一号	所得税	所得税及び防衛特別所得税
内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第六条第三項	国外財産に係る所得税	国外財産に係る所得税等
内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第六条第四項第一号	所得税	所得税及び防衛特別所得税